

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	国民健康保険法に基づく資格及び給付、国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮古島市は、国民健康保険の資格及び給付、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険課が利用する住民情報システムは、端末利用にIDカードが必要であり、システム起動にはIDとパスワードが必要である。職員それぞれのIDで利用範囲が制限されている為、他者による端末の利用、システムへのアクセス、権限を越えた情報へのアクセスを防いでいる。また、システム操作についてログを取っており、不正操作発生時には追跡を行う事が可能である。

評価実施機関名

宮古島市長

公表日

令和5年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険法に基づく保険給付の支給又は保険料(税)徴収に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、傷病等に対する医療行為、出産、死亡等に対する保険給付、及び、その原資を確保する為に保険料(税)の賦課徴収を行う業務である。 1. 被保険者資格の取得、喪失、異動に関する事務 2. 医療保険の給付に関する事務 3. 保険税の賦課・徴収に関する事務
③システムの名称	住民情報システム(COKAS-R/AD II) 滞納管理システム(CARS)
2. 特定個人情報ファイル名	
名称未定 1 国民健康保険被保険者情報に関するファイル 2 国民健康保険賦課・未納に関するファイル 3 個人特定に関するファイル 4 中間サーバーで管理する国民健康保険に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条及び別表第1(16. 30) ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二 別表第二における 情報提供根拠 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106の項 情報照会根拠 42、43、44、45の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 代表(0980)72-3751
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 国民健康保険課 代表(0980)72-3751

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月26日	評価書名	国民健康保険料(税)の保険給付の支給又は徴収に関する事務 基礎項目評価書	国民健康保険法の保険給付の支給又は徴収に関する事務 基礎項目評価書	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月26日	3 個人番号の利用 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条及び別表第1(30)	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条及び別表第1(16. 30)	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月26日	II-1	空欄	平成28年12月26日時点	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月26日	II-2	空欄	平成28年12月26日時点	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月25日	I-2 ②事務の概要	保険料	保険料(税)	事後	脱字判明による修正
平成29年12月25日	I-2 ③システムの名称	現況の住民情報システム(COKAS)に変わるシステム 中間サーバーを利用するシステム(名称不明)	住民情報システム(COKAS-R/Ad II) 滞納整理システム	事後	現行システムの名称を入れた
平成29年12月25日	評価書 特記事項	必要であり、	必要である。	事後	修正
平成29年12月25日	I-5 ②所属長	国民健康保険課長 儀間 博	国民健康保険課長	事後	修正
平成29年12月25日	II-1	平成28年12月26日時点	平成29年12月25日時点	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月25日	II-2	平成28年12月26日時点	平成29年12月25日時点	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月12日	II-1	平成29年12月25日時点	平成30年12月12日時点	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月12日	II-2	平成29年12月25日時点	平成30年12月12日時点	事後	見直しに伴う変更
平成31年3月11日	IV-1		基礎項目評価	事後	様式変更に伴う追記
	IV-2		十分である	事後	様式変更に伴う追記
	IV-3		十分である	事後	様式変更に伴う追記
	IV-4		十分である	事後	様式変更に伴う追記
	IV-5		十分である	事後	様式変更に伴う追記
	IV-6		十分である	事後	様式変更に伴う追記
	IV-7		課題が残されている	事後	様式変更に伴う追記
	IV-8		[O]自己点検	事後	様式変更に伴う追記
	IV-9		十分に行っている	事後	様式変更に伴う追記
令和1年12月3日	I-1 ③システムの名称	滞納整理システム	滞納管理システム(GARS)	事後	見直しに伴う変更(システム変更)
令和2年12月7日	II-1	令和元年12月3日時点	令和2年12月7日時点	事後	見直しに伴う変更
令和2年12月7日	II-2	令和元年12月3日時点	令和2年12月7日時点	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	I-5	生活環境部 国民健康保険課	市民生活部 国民健康保険課	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	I-8	生活環境部 国民健康保険課	市民生活部 国民健康保険課	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	II-1	令和2年12月7日 時点	令和5年2月27日 時点	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	II-2	令和2年12月7日 時点	令和5年2月27日 時点	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	IV-2	十分である	特に力を入れている	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	IV-3	十分である	特に力を入れている	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	IV-4	十分である	特に力を入れている	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	IV-5	十分である	特に力を入れている	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	IV-6	十分である	特に力を入れている	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	IV-7	課題が残されている	特に力を入れている	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	IV-9	十分に行っている	特に力を入れている	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	評価書名	国民健康保険法の保険給付の支給又は徴収に関する事務 基礎項目評価書	国民健康保険法に基づく資格及び給付、国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	宮古島市は、国民健康保険料(税)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	宮古島市は、国民健康保険の資格及び給付、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	I-4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表2 別表第二における情報提供根拠 1. 2. 3. 4. 5. 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 46. 58. 62. 80. 87. 88. 93. 97. 106 情報照会根拠 42. 43. 44. 45	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二 別表第二における情報提供根拠 1. 2. 3. 4. 5. 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 46. 58. 62. 80. 87. 88. 93. 97. 106の項 情報照会根拠 42. 43. 44. 45の項	事後	見直しに伴う変更